

高齢者虐待防止のための指針

南魚沼市地域包括支援センター

令和 6 年 3 月作成

南魚沼市指定介護予防支援事業等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例に基づき、南魚沼市地域包括支援センターの虐待防止のための指針を以下のように定める。

1. 基本的な考え方

南魚沼市地域包括支援センター（大和地域包括支援センター、塩沢地域包括支援センターを含む、以下「地域包括支援センター」という。）は、高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）の主旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」の目的を達成し、南魚沼市が掲げる「心豊かに元気に暮らし、地域ぐるみで支え合うまち」の理念を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じるものとする。そのため、具体的な組織体制、取組内容等について、本指針に定めるとともに、南魚沼市地域包括支援センター指定介護予防支援事業運営規程第 10 条に明示する。

2. 高齢者虐待の定義と取組

高齢者虐待防止法の規定に基づき、地域包括支援センターでは高齢者虐待を別紙 1 のような行為として整理する。また介護保険法にも人格尊厳義務がうたわれていることや、地域包括支援センターの社会的意義に鑑み、地域包括支援センター職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、本指針に基づく取り組みの対象とする。

3. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

（1）虐待防止検討委員会の設置

南魚沼市指定介護予防支援事業等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和 6 年南魚沼市条例第 4 号）に基づき、虐待等の発生・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として、「南魚沼市地域包括支援センター虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（2）委員会の組織

委員会の構成員は、南魚沼市地域包括支援センター長（以下「センター長」という。）、南魚沼市地域包括支援センター副センター長、大和地域包括支援センター長および塩沢

地域包括支援センター長、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師とする。

委員会の責任者として委員長を置き、委員長はセンター長が務める。また、副委員長は社会福祉士とし、両名を虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者とする。

(3) 委員会の開催

委員会は各年度 1 回以上、委員長の招集に応じて開催する。

地域包括支援センターで虐待事案が発生したことを把握した場合は、事態を把握してから 24 時間以内に臨時委員会を開催し、対象者の安全確保、改善に向けた対応方法を検討する。

委員会は、集合形式を原則とするが、必要に応じてオンライン等を活用して行う。その際、厚生労働省「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。

(4) 委員会における検討事項

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定する。

ア 委員会その他地域包括支援センター内の組織に関すること

イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ウ 虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること

エ 虐待について職員が相談・報告できる体制整備に関すること

オ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、地域包括支援センター並びに、養介護施設従事者等による虐待対応所管担当部署への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

カ 虐待が発生した場合、その発生要因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果について評価に関すること

ク 虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと

(5) 結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、地域包括支援センター、介護保険課内で回覧するなどして周知徹底を図る。

4. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 定期開催

地域包括支援センター全職員に対して、年 1 回の研修会を実施する。

(2) 新規採用者（異動時）

職員の新規採用時（異動着任）時には、新人職員研修カリキュラム内で、虐待等の防止を図るための研修を必ず実施する。

(3) 外部研修会への参加

県や市、職能団体等が行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会に職員が参加できるよう、業務の調整等を行う。

(4) 研修内容

地域包括支援センター職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とする。

(5) 研修記録

研修の実施回ごとに、当該研修実施記録を作成し、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存する。

5. 虐待（虐待の疑い）等を発見した場合の相談・報告体制に関する事項

(1) 地域包括支援センター職員による虐待（虐待の疑いを含む。以下「虐待等」という。）が発生した場合の基本方針

ア 地域包括支援センターで虐待等が発生した場合には、速やかに地域包括支援センター内で共有するとともに、委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を行う。

イ 即日、養介護施設従事者等による虐待等の対応所管担当部署に報告を行う。

ウ 緊急性が高い事案は、所管担当部署および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

エ 南魚沼市が実施する高齢者虐待等に係る調査には、速やかに協力する。

オ 虐待が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚労省老健局）」および「高齢者虐待の手引き（新潟県福祉保健部）」ならびに「南魚沼市高齢者虐待防止マニュアル（南魚沼市）」に沿って対応する。

カ 必要に応じて事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

(2) 養護者、養介護事業所職員等による虐待等を発見した場合の相談・報告体制

ア 利用者の居宅において虐待が疑われる事例を発見した場合は、速やかに所内で共有し、解決に努める。

イ 他の事業所において虐待等に気づいた職員は、センター長に報告し、速やかな解決に繋がれるように努める。

ウ 虐待は、外部からは把握されにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者およびその家族に対して、利用可能な成年後見制度やその他の権利擁護事業について説明を行い、必要に応じて相談対応を行う。または必要に応じて社会福祉協議会、専門相談機関を案内する等の支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

ア 虐待等に係る苦情については、苦情を受け付けた職員は内容を苦情対応責任者に報告する。苦情対応責任者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、必要な対応を協議するとともに、相談・報告体制にそって対応を行う。

イ 虐待等の発見・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。

ウ 虐待等の事実誤認により通報・相談したとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

エ 受け付けた相談内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

8. 利用者等に対する当該指針の公表に関する事項

本指針は、利用者・家族、後見人等、地域包括支援センターに来所した方及び地域包括支援センターの職員並びにその他の関係者がいつでも閲覧できるよう、事業所内に提示するとともに、市ホームページにも掲載する

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

(1) 「南魚沼市高齢者虐待防止マニュアル」の活用

「南魚沼市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、日常業務における高齢者虐待の防止に努める。

(2) 他機関との連携

新潟県、南魚沼市、介護支援専門員協会、その他職能団体等や他事業所との連携の機会及び同団体その他の機関が開催する研修会や情報交換等を行う場には積極的に参加し、利用者の権利擁護に関わる研鑽を図る。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。

別紙 1 高齢者虐待の種類

○身体的虐待：身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

例)

- ①暴力行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為
- ②本人に向けられた危険な行為や身体に何等かの影響を与える行為
- ③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に扱う行為
- ④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 など

○介護放棄：衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること

例)

- ①意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者の身体・精神状態を悪化させている
- ②専門家診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり、使わせなかったり放置する

○心理的虐待：著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の著しい心的外傷を与える言動を行うこと

例)

- ①脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、いやがらせ等によって、精神的に苦痛を与えること

○性的虐待：わいせつな行為をする又はわいせつな行為をさせること

例)

- ①本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為または強要

○経済的虐待：財産を不当に処分したり、その他不当に財産上の利益を得ること

例)

- ①本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること